

宮古島市告示第 27 号

宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 2 日

宮古島市長 下地 敏彦

宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 エコアイランド宮古島として資源循環型社会の構築、低炭素化の推進、災害等による停電時における安全安心の確保及び地域経済の活性化を目的として、電気自動車等の導入者に対し、予算の範囲内で宮古島市電気自動車等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて宮古島市補助金等交付規則（平成 17 年宮古島市規則第 48 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象経費)

第 2 条 補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする電気自動車等（以下「補助対象車両」という。）において、第 4 条に定める要件に適合し、その導入に要する費用のうち、車両本体価格又はリースに要する経費とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録のある個人又は本市に本拠のある法人であること。
- (2) 補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人又は法人であること。ただし、リースの場合は使用者に記載されている個人又は法人であること。
- (3) 補助対象車両の稼働状況について、第 13 条に定める調査に協力できる者であること。
- (4) 本市の市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者であること。
- (5) 同一年度内に本補助金の交付決定を受けていない個人又は法人である

こと。

- 2 補助対象者は、前項の要件全てに該当の上、当該年度内に補助対象車両の契約から登録・納車まで完了しなければならない。

(補助対象車両)

第4条 補助対象車両（新車、中古車は問わない。）とは、次に掲げる要件全てに適合したものをいう。

- (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド車であり、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当する車両であること。ただし、燃料電池自動車、二輪車は除く。

ア 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象車両

イ 国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金（地域交通グリーン化事業）の補助対象車両

ウ 次世代自動車ガイドブック 2016-2017（環境省・経済産業省・国土交通省発行）に掲載されている車両

- (2) 購入又はリース契約にて導入した車両であること。
- (3) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が本市であること。
- (4) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証が付帯された車両であること。ただし、メーカー保証が付帯されていない車両であっても、補助金の交付申請をする者がメーカー保証が付帯されていない車両であることを理解し、メンテナンス費用を負担する可能性がある旨を承知している場合にはこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、定額とし、上限を10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をする者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、購入（リース）契約の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の見積書の写し

- (2) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証を証明する書類の写し
- (3) 補助対象者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
（提出日の3か月以内に発行されたもの）
- (4) 補助対象者の市税完納証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの）
- (5) 補助対象者の国民健康保険税の納税証明書（国民健康保険の加入者のみ）
（提出日の3か月以内に発行されたもの）
- (6) 補助対象車両に関する調査協力同意書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、不備がなく、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を行う。

2 市長は、前項の者に対して、補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、予め市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により承認を受けようとするときは、補助金交付申請変更（取下）届出書（様式第4号）を提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象車両の納車後速やかに実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両導入に要した費用支払証憑の写し。ただし、ローン又はリースの場合は契約書の写し
- (2) 補助対象車両の導入状況を示すカラー写真
- (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し又は標識交付証明書

(4) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証を証明する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 報告書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された報告書について、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは第5条に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第6号）により補助対象者に額の確定について通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めたときは補助金を交付する。

(財産の処分の制限)

第12条 補助対象者は補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助対象者は、財産取得後4年間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、リースの場合はリース契約満了まで使用しなければならない。

3 市長は、補助対象車両が処分された場合、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金を返還させるものとする。ただし、事故により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が使用者の故意又は重過失によらない場合は、補助金の取り扱いについて、市と協議の上定めるものとする。

(調査)

第 13 条 市長は、補助金の目的に対する効果を検証するために必要があるときは、補助対象者に対して、次に掲げる報告を求めることができる。また、市の職員をもって、その補助対象車両の調査をさせることができる。

(1) 補助対象車両の導入から 1 年毎の走行距離、バッテリー容量の状態等に係る調査

(2) 補助対象車両の使用状況に関するヒアリング及びアンケート

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。